



鶴田町 子育て世帯支援

切れ目のない 子育て支援

若い世代から選ばれるまちづくり

鶴田町では、「若い世代から選ばれるまちづくり」を全体目標に、親も子も安心して暮らせるまちを目指しています。



こども家庭センター



妊娠・出産・子育て
についての相談窓口です

妊 娠

出産・産後

子 育 て

初めての妊娠で
いろいろ不安…

出産後の子育て
に不安がある

入院中、上の子を見る人
がいない



何をしても子どもが泣き
止まない! どうしよう…

母乳は足りてるのかな?
体重は増えてる?



子ども発達が気になる

子どもが
園や学校に行きたがらない

しつけや育て方で困ってる

イライラして

子どもにあたってしまう



妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく、
みなさんの子育てを支援します!

相談および
問い合わせ先

鶴田町こども家庭センター

(役場 子ども健康課内)

☎ : 0173-22-2111 (保健師まで)

相談時間

相談は
無料です

平日

8 : 15 ~ 17 : 00

＊誕生祝金

お子様の誕生を祝して、**新生児1人につき10万円**を支給します。

主な要件

出生時に子ども・保護者が町に住所を有すること

問 住民環境課 戸籍住民係

☎：22-2111（内線156）



＊妊婦支援給付金

妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう伴走型相談支援と経済的支援を行います。

内容

- ・妊婦1人当たり **5万円**
- ・子ども1人当たり **5万円**

主な要件

町に住所を有する妊婦

問 子ども健康課 健康推進係

☎：22-2111（内線136）



＊不妊・不育症治療費の助成

不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するために治療等に要する費用の一部を助成します。

助成内容

- ・**不妊治療費**：県が全額負担
- ・**不育症治療**：町が上限5万円まで助成

主な要件

- ・夫婦または一方が1年以上町に住所を有する方
- ・国保、社保などの公的健康保険に加入している

問 子ども健康課 健康推進係

☎：22-2111（内線132）

＊ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

妊産婦が治療、出産、お子さんの面会等のために周産期母子医療センターへ入院または通院する際に必要な交通費や宿泊費の一部を助成します。

助成内容

交通費、宿泊費について、上限10万円まで助成

主な要件（いずれか1つ）

- ・妊産婦で、治療のために周産期母子医療センターへ通院または入院している
- ・産婦で、NICU（新生児特定集中治療室）等に入院しているお子さんへ面会等をするために周産期母子医療センターへ通院している

問 子ども健康課 健康推進係

☎：22-2111（内線132）

＊妊婦歯科健診

妊娠届出時、町内歯科医院で歯科健診を無料で1回受診できる「妊婦歯科健診受診票」を交付します。

主な要件

町に住所を有する妊婦

問 子ども健康課 健康推進係

☎：22-2111（内線148）



＊産婦健診

出産後の産婦さんに対する支援の充実を図るため、産婦健康診査の費用を助成します。

内容

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康アンケート

※2回まで無料（産後2週間健診、産後1か月健診）

主な要件

町に住所を有し、出産された方

問 子ども健康課 健康推進係

☎：22-2111（内線148）

＊産後ケア事業

出産後に委託先の助産師がご自宅を訪問し、母乳育児等の相談・支援を行います。

内容

「母乳栄養のための乳房ケア」・「沐浴指導」など

利用料

1回につき500円

主な要件

町に住所を有する出産後1年未満の産婦・乳児（2回まで利用可能）

問 子ども健康課 健康推進係

☎：22-2111（内線134）

＊新生児聴覚スクリーニング検査

初回検査と確認検査の受診票を交付します

主な要件

町に住所を有するお子さん

問 子ども健康課 健康推進係

☎：22-2111（内線148）

子育て期



✿ 保育等利用者負担額・保育等副食費の無償化

保育等利用者負担額（0～2歳児）※・保育等副食費（3～5歳児）を町が全額助成します。

主な要件

- ・お子さん・保護者が町に住所を有すること
- ※3～5歳児の利用者負担額は全国一律で無償化

問 子ども健康課 子育て支援係
☎：22-2111（内線135）

✿ 幼児のフッ素塗布

むし歯予防のためにフッ素塗布を幼児健診時に1回ずつ行います。また、各健診間に町内歯科医院で利用できる個別フッ素塗布受診票を交付します。

内容

健診時のフッ素塗布（計3回）

- ・1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診時に実施

個別のフッ素塗布（各期間1回）

- ・1歳6か月児健診受診後～2歳6か月児歯科健診まで
- ・2歳6か月児歯科健診受診後～3歳児健診まで

主な要件

鶴田町に住所を有するお子さん

問 子ども健康課 健康推進係
☎：22-2111（内線148）



✿ インフルエンザ予防接種の一部助成

町の小学生から高校生相当を対象にインフルエンザの予防接種費用の一部を助成します。

主な要件

町に住所を有する小・中学生、高校生

問【小・中学生】教育委員会 学務総務係
☎：22-2111（内線214）
【高校生】子ども健康課 健康推進係
☎：22-2111（内線132）

✿ 子どもの医療費全額助成

18歳までの子どもの医療費（保険診療に関わる自己負担分）を町が全額助成します。

内容

入院医療費・通院医療費の一部負担金分（入院時食事療養費、予防接種等の保険外医療費は除く）

主な要件

- ・0歳から18歳（18歳到達年度の最初の3月31日）までの保護者に扶養されている子ども
- ・町に住所を有し、健康保険に加入している

問 子ども健康課 子育て支援係
☎：22-2111（内線145）

New

✿ 使用済み紙おむつ処分事業

施設・保護者の負担軽減を促進するため、保育所等が行う使用済み紙おむつ処分費に対して補助を行います。

問 子ども健康課 子育て支援係
☎：22-2111（内線135）



New

✿ 入学準備費・修学旅行費の助成

内容

入学準備費用：新小学生 5万円 新中学生 10万円
修学旅行費：小学生 3万円 中学生 6万円

主な要件

町に住所を有し、小中学校に在籍する児童生徒の保護者

問 教育委員会 学務総務係
☎：22-2111（内線214）

✿ 就学援助費支給制度

町では、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などの必要な援助を行っています。

援助項目

新入学児童生徒学用品費、学用品費、修学旅行費、PTA会費、オンライン学習通信費

主な要件

- ・町に住所を有するか、または鶴田町立の小、中学校に在籍する児童生徒の保護者
- ・生活保護受給世帯程度に、生活に困っていると認められた方

問 教育委員会 学務総務係
☎：22-2111（内線214）

